

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（抄）	1
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）（抄）	3
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）	7
○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）	12
○船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（抄）	13
○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第八十三号）（抄）	13

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（油による海洋の汚染の防止のための設備等）

第五条 船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、船舶（ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。）に、ビルジ等排出防止設備（船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジ等の船舶内における貯蔵若しくは処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、タンカーには、水バラスト等排出防止設備（貨物油を含む水バラスト等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国土交通省令で定めるタンカーには、分離バラストタンク（タンカーの貨物艙（ばら積み）の液体貨物を輸送するためのものに限る。以下同じ。）及び燃料油タンクから完全に分離されているタンクであつて水バラストの積載のために常置されているものという。以下同じ。）又は貨物艙原油洗浄設備（原油により貨物艙を洗浄する設備をいう。次項において同じ。）を設置しなければならない。

4 （略）
（燃料油の使用等）

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

2 5 6 （略）

（定期検査）

第十九条の三十六 次の表の上欄に掲げる船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第二	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タンカー又は第九

項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。)を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶

条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。))

油濁防止緊急措置手引書若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書を備え置き、又は揭示すべき船舶(当該船舶に備え置き、又は揭示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書(以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。)がそれぞれ第七条の二第二項(第九条の四第九項において準用する場合を含む。次条において同じ。)又は第八条の二第二項に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができる)と認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。)

当該検査対象船舶に備え置き、又は揭示された海洋汚染防止緊急措置手引書等

船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶

当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置、第十九条の二十四第一項に規定する揮発性物質放出防止設備並びに前条第二項に規定する船舶発生油等焼却設備をいう。以下同じ。)

原油タンカー

当該検査対象船舶に備え置き、又は揭示された揮発性物質放出防止措置手引書

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 (略)

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第八号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対

象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書について法定検査を行い、技術基準に適合すると認められたものとみなす。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）（抄）

第三条第六号中「及び有害液体物質等」を、「有害液体物質等及び有害水バラスト」に改め、同条中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 有害水バラスト 水中の生物を含む水バラストであつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。

（船舶からの有害水バラストの排出の禁止）

第十七条 何人も、海域において、船舶から有害水バラストを排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害水バラストの排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害水バラストが排出された場合において引き続き有害水バラストの排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害水バラストの排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する有害水バラストの排出については、適用しない。

一 日本国領海等又は公海のみを航行する船舶からの有害水バラストの排出

二 排出海域その他の事項が海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして政令で定める基準に適合する有害水バラストの排出

三 二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（第十九条の五十二第二項において「船舶バラスト水規制管理条約」という。）の締約国である外国（以下「船舶バラスト水規制管理条約締約国」という。）のうちの一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶からの当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の法令に従つてする有害水バラストの排出

四 二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意されて行われる当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の内水、領海又は排他的経済水域における有害水バラストの排出であつて、当該排出に関し政令で定める要件に適合するもの

五 有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする有害水バラストの排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするもの

3 前項第五号の承認には、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更すること

ができる。

第四章の前に次の五条及び一節を加える。

(有害水バラスト処理設備)

第十七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に、有害水バラストの船舶内における処理のための設備（以下「有害水バラスト処理設備」という。）を設置しなければならない。

2 前項の国土交通省令で定める船舶に設置される有害水バラスト処理設備は、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 国土交通省令で定めるところにより、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定める船舶に設置される前に、当該有害水バラスト処理設備が国土交通省令で定める技術上の基準（第十七条の七において「有害水バラスト処理設備技術基準」という。）に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けた場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定める船舶に設置される前に第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合

3 船舶所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることなく有害水バラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定める船舶に設置したときは、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備について前項第一号の確認に相当する確認を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものについて第二項第一号の確認（前項に規定する同号の確認に相当する確認を含む。）をしようとするときは、当該有害水バラスト処理設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。
(有害水バラスト汚染防止管理者等)

第十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害水バラストの不適正な排出の防止に関する事項について、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくなければならない。

3 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害水バラスト汚染防止管理者について準用する。この場合において、同項中「前項の油濁防止規程（以下「油濁防止規程」という。）」とあるのは、「第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書」と読み替えるものとする。

4 第七条の二第二項の規定は、第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。）について準用する。

(水バラスト記録簿)

第十七条の四 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。第三項において同じ。）は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、当該船舶を引き、又は押して航行する船舶（同項において「引き船等」という。）内に備え付けることができる。

2 有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、水バラスト記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引き船等内に保存することができる。

4 船舶所有者は、前項の規定により保存された水バラスト記録簿について、同項の期間が経過した日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、水バラスト記録簿の様式その他水バラスト記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
（適用除外）

第十七条の五 前三条の規定は、日本国領海等又は公海のみを航行する船舶については、適用しない。

2 第十七条の二第二項から第四項まで及び第十七条の三第三項（第六条第二項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定は、外国船舶については、適用しない。

（湖、沼又は河川に関する準用）

第十七条の六 第十七条の規定は湖、沼又は河川の区域（港則法に基づく港の区域を除く。以下「湖沼等」という。）において航行の用に供する船舶類から有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とす場合について、第十七条の二から前条までの規定は湖沼等において航行の用に供する船舶類について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十九条の三十六の表の上欄中「又は第十条の二第一項」を、「第十条の二第一項又は第十七条の二第一項」に改め、「設置すべき船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。）」を加え、「又はふん尿等」を「ふん尿等又は有害水バラスト」に改め、「の排出」の下に「（有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とすことを含む。以下この項の上欄、第十九条の四十八第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第四項、第四十九条の二、第五十一条、第五十五条第一項第六号並びに第五十六条第三号において同じ。）」を、「海洋の汚染」の下に「（有害水バラストの排出による湖沼等の汚染を含む。）」を加え、「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「有害液体汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書」に改め、「揭示すべき船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。）」を加え、「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書」に改め、「第九条の四第九項」の下に「及び第十七条の三第四項（第十七条の六において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条の四十六第二項中「第五十一条の三第一項第八号」を「第五十一条の三第一項第十号」に改める。

附則 (抄)

(経過措置)

第二条 船舶バラスト水規制管理条約第十八条1の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日前に建造され又は建造に着手された船舶(湖沼等(湖、沼又は河川の区域(港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域を除く。))をいう。以下この項において同じ。))において航行の用に供する船舶類を含む。以下この条において「現存船」という。))からの有害水バラスト排出(有害水バラストを水域に流し、又は落とすことをいう。以下この条において同じ。))のうち、特定水バラスト交換排出(特定水バラスト交換(水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積み込みが可能なものとして政令で定める水域において、当該船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下同じ。))に積み込まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。以下この項において同じ。))を行うための有害水バラスト排出及び当該特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ないものとして政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。))については、公布の日から起算して十年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。))第十七条第一項本文(新法第十七条の六において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

2 3 (略)

第三条 (略)

2 7 (略)

8 国土交通大臣の行う相当確認又は相当指定を受けようとする者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。次条第六項において同じ。))を除く。))は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

9 (略)

第四条 国土交通大臣又は船級協会(次条第一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。))は、施行日前においても、相当確認又は相当証明書の交付を受けた有害水バラスト処理設備及び新法第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書(以下この条において「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。))について、新法第十九条の三十六又は第十九条の四十六第二項に規定する検査に相当する検査(以下「相当検査」という。))を行うことができる。

2 国土交通大臣が相当検査の結果当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書についてそれぞれ国土交通省令で定める新法第十七条の二第五項(新法第十七条の六において準用する場合を含む。))又は新法第十七条の三第四項(新法第十七条の六において準用する場合を含む。))において準用する新法第七条の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準(第八項において「相当技術基準」と総称する。))に適合すると認めるときは、国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書に相当する証書(次項において「相当証書」という。))を交付しなければならない。

3 (略)

4 国土交通大臣は、新法第十九条の四十三第一項に規定する船舶所有者の申請により、施行日前においても、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る同項の国際海洋汚染等防止証書に相当する証書（次項において「相当証書」という。）を交付することができる。

5 5〜8 (略)

第五条 (略)

2 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十七、第二十五条の四十八（第二項（第二十五条の四十六の規定の準用に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）、第二十五条の四十九第二項、第二十五条の五十、第二十五条の五十一、第二十五条の五十三、第二十五条の五十五、第二十五条の五十六、第二十五条の五十七（第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分を除く。）、第二十五条の五十八（第一項第二号及び第三号（第二十五条の五十二に係る部分に限る。）並びに第二項第二号（第二十五条の五十七の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十四第四項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）、第二十五条の五十九から第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二（第三号に係る部分を除く。）の規定は、前項の登録並びに前条第一項の船級協会及び相当検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

(海洋環境の保全の見地から有害でない物質)

第一条の三 法第三条第四号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の二のとおりとする。

(オゾン層破壊物質)

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

(大気を汚染する物質)

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物質（同号に規定する揮発性有機化合物質をいう。）とする。

(海洋施設)

第一条の六 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 一 人を収容することができる構造を有する工作物
- 二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物

2 油、有害液体物質並びに法第十条第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十八条の四の規定並びに法第十八条の五第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十一条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設でないものとする。

（危険物）

第一条の七 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の八 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

- 一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であること。
- 二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十及び第二条において単に「南極海域」という。）以外の海域において排出すること。
- 三 当該船舶の航行中に排出すること。
- 四 ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。

3 第一項の規定にかかわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準）

第一条の九 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出（次項に規定する水バラストの排出を除く。）に係る同

条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 バラスト航海のための当該タンカーへの水バラストの積み込みの開始時から当該タンカーに積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載されていた貨物油の総量の三万分之一以下であること。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットル以下であること。

三 すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（別表第一の五に掲げる海域を除く。）において排出すること。

四 当該タンカーの航行中に排出すること。

五 海面より上の位置から排出すること。ただし、貨物油を含む水バラスト等（国土交通省令で定めるものを除く。）であつて油水分離したものを、国土交通省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水境界面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。

六 水バラスト等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

2 法第四条第三項に規定するタンカーの国土交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物艙そうからの貨物油を含む水バラストの排出に係る排出基準は、海面より上の位置から排出することとする。ただし、国土交通省令で定める方法により排出する場合は、この方法に限定しない。

（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）

第一条の十 法第五条の第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

（船舶からの有害液体物質の排出基準）

第一条の十一 法第九条の第二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の六の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

2 法第九条の第二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

（船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質）

第一条の十二 法第九条の第二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の六第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

(第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送)

第一条の十三 法第九条の六第五項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国(法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国をいう。以下同じ。)のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水(領海法の一部を改正する法律(平成八年法律第七十三号)による改正後の領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十五において同じ。)を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十四 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合においては、海洋環境の保全の見地から、第一議定書(法第九条の二第四項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。)に規定するX類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一第一号に掲げるX類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するZ類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第三号に掲げるZ類物質等とみなす。

第一条の十五 法第九条の六第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第一条の十六 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第七条 削除

(本邦周辺海域)

第八条 法第十条第二項第七号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線(その線が中間線(領海及び接続水域に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)の内側の海域とする。

第九条 削除

(船舶発生廃棄物)

第九条の二 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物

二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物(船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。)

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準)

第九条の三 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	基 準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域 (略)	硫黄分の濃度が質量百分率一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。 (略)

別表第一の三(第一条の四関係)

一〇九 (略)

別表第一の四(第一条の七関係)

一〇二〇 (略)

別表第一の五(第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係)

(略)

別表第一の六(第一条の十一、第一条の十二関係)

(略)

別表第一の七(第一条の十一関係)

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の六各号の事前処理の方法に関	すべての国の領海の基線からその外側十二海	イからハまでに掲げる要件に適合する排出方

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二 別表第一の六第二号の事前処理の方法に 関する基準の欄に掲げる方法により事前処 理が行われた貨物艙に残留する有害液体物 質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラ ストとして加えられた水との混合物である 有害液体物質（当該残留する有害液体物質 の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム 未満である場合に限る。）</p>	<p>里以遠であつて水深二十五メートル以上の海 域（南極海域を除く。）</p>	<p>法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつて は対水速度四ノット、その他の船舶にあつ ては対水速度七ノット以上の速度で航行す る場合をいう。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省 令で定める装置を用いて環境省令で定める 排出率（単位時間当たりの排出量をいう。 以下同じ。）以下の排出率で排出すること</p>
<p>する基準の欄に掲げる方法により事前処理 が行われた貨物艙に残留する有害液体物質 と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラ ストとして加えられた水との混合物である有 害液体物質（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>里以遠であつて水深二十五メートル以上の海 域（南極海域を除く。）</p>	<p>イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつて は対水速度四ノット、その他の船舶にあつ ては対水速度七ノット以上の速度で航行す る場合をいう。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省 令で定める装置を用いて環境省令で定める 排出率（単位時間当たりの排出量をいう。 以下同じ。）以下の排出率で排出すること</p>

備考 (略)

別表第四（第九条の三関係）
(略)

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）
（登録の取消し等）

第二十五条の五十八 (略)

2 (略)

3 前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

○船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（抄）

第四条 船舶安全法第二十五条の五十八第三項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及第二十九条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ政令ヲ以テ定ムル費用ハ同法第二十五条の五十八第二項第六号ノ検査ノ為同号ノ職員ガ其ノ検査ニ係ル事務所又ハ事業所ノ所在地ニ出張スルニ要スル旅費ノ額ニ相当スルモノトス此ノ場合ニ於テ其ノ旅費ノ額ノ計算ニ関シ必要ナル細目ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第八十三号）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造着手されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十一年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の九第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。

2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、海洋汚染等防止令第一条の九第一項第五号の規定にかかわらず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができる。

一 排出される水バラスト等の一部を上甲板又はこれより上の位置において目視により監視することができる装置が備え付けられた排出管により排出すること。

二 排出される水バラスト等の一部を前号の装置を使用して監視すること。

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク（タンカーの貨物艙及び燃料油タンクからの配管に二重に弁を設ける

ことによりこれらの貨物艙及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バラストの積載のためのものをいう。)を設置するものから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト(以下「クリーンバラスト」という。)を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の九第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の九第二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の九の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみの航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艙の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。